

令和3年12月15日

令和3年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

国の経済対策による「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」については、先の12月定例会において5万円の現金支給を行うための予算が可決されたところですが、国が全額現金による一括支給を容認する方針を示したことを受け、本市においても、既に予算措置した先行給付金に5万円を加え、合わせて10万円を現金で一括して支給することといたしました。これにより給付金及び事務費を追加する補正予算を編成する必要が生じましたが、議会の招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により12月15日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

3,169,160 千円

【歳出予算の内訳】

1. 子育て世帯の支援

3,169,160 千円

○ 子育て世帯への臨時特別給付金

全額国が負担

3,169,160 千円

〔予算の内訳〕 給付金： 3,166,400千円

事務費： 2,760千円

(消耗品費:240千円、通信運搬費:2,520千円)

〔給付対象〕 0歳から高校3年生までの児童の保護者（所得制限あり）

〔対象児童数〕 63,328人

〔給付金額〕 児童1人あたり10万円（※）

※うち5万円については、先行給付金として既に予算措置済

☆歳入予算

3,169,160 千円

【歳入予算の内訳】

○ 国庫支出金

3,169,160 千円